

# 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業

## テナント等参加希望者募集要項

### 1. 募集概要

湘南海岸公園の一部として昭和12年に開園した龍城ヶ丘プールは、施設の老朽化が進み平成25年度をもって閉鎖した後、プール跡地の東西にある樹林地を含めて現在、安全面や景観面等の課題が生じています。

そこで本市では、龍城ヶ丘ゾーンにおいて市民がこれまで以上に海を楽しめるとともに、市外の方にも素晴らしい平塚の海の魅力を知ってもらうため、民間のノウハウや資金等を活用して民間収益施設を含めた公園整備を行う「湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業」（以下「本事業」という）を実施することとし、令和元年8月22日（木）から事業者を公募しています。

上記の公募にあたり、本市では、地域事業者等の積極的な参加を促し、地域産業の振興を図ることを目的として、園内に設置する民間収益施設のテナント等として本事業に参加を希望する地域事業者等を募集し（以下「本募集」という）、「テナント等希望者リスト」に登録します。

なお、本募集は、本市が応募事業者に対して地域事業者等の情報を「テナント等希望者リスト」として提供するものであり、本市が直接、事業者間の協議及び調整等を行うものではありません（「（別紙1）テナント等希望者リストの作成・提供の流れ」参照）。応募事業者がテナント等の地域事業者を選び、事業者間で調整を行うもので、参加を希望しても、必ず参加できるものではありません。また、テナント等希望者として本募集に参加するにあたり、本登録は必須ではありません。

### 2. 本事業の概要

施設の規模、機能、スケジュール等は本事業において選定される応募事業者の提案に基づき決定します。

- (1) 計画地 平塚市龍城ヶ丘45番1先
- (2) 敷地面積 約30,000㎡（うち応募事業者の整備対象エリアは24,000㎡）
- (3) 建築面積 最大2,500㎡
- (4) 開業予定 令和4年12月頃

※その他詳細については、「湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業 公募設置等指針」を参照してください。

### 3. 参加資格

登録希望者は、次の要件を満たすこととします。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立その他類似の倒産手続を開始していないこと。
- (2) 市税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

- (3) 平塚市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、並びに暴力行為の常習者、又はそのおそれのある者でないこと。

#### 4. 応募方法

登録希望者は「(別紙2)テナント等参加希望表明書」に必要事項を記入し提出してください。

##### (1) 提出方法

別紙2を電子メールの添付ファイルとして6. 問い合わせ先に送信してください。

電子メールの件名は「龍城ヶ丘ゾーンテナント等参加希望登録申請」としてください。

##### (2) 受付期間

令和元年8月22日(木)～9月20日(金)

#### 5. 公表等について

令和元年9月下旬頃に、本事業の事業者募集に参加表明書を提出した応募事業者に対し、「テナント等希望者リスト」として配布します。ホームページ等での公表はしません。

なお、4(2)に示す受付期間以降であっても、10月末までに参加希望表明書を提出した登録希望者については、11月上旬を目途として応募事業者に情報提供を行う予定です。また、それ以降の本事業への参加希望に関しては、令和2年1月に予定されている事業者選定後に、事業者側に直接問い合わせさせていただくことになります。

なお、選定が終わるまでは、事業者名の公表はしませんので、ご承知おきください。

#### 6. 情報公開

テナント等希望者として本募集に参加するにあたり、テナント等希望者が平塚市に提出した資料は、平塚市情報公開条例に基づき公開することがあります。

#### 7. 問い合わせ先

平塚市 都市整備部 みどり公園・水辺課 公園整備担当

住所 平塚市浅間町9番1号

電話 0463-23-1111

メールアドレス :q-midori@city.hiratsuka.kanagawa.jp